

居宅介護支援契約書

契約者_____と事業者社会福祉法人 信愛会が運営するかぬき居宅介護支援事業所は、利用者_____が事業者からサービスの提供を受け、契約者がそれに対する利用料金を支払うことについて、次の通り契約を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、居宅介護支援を提供します。

第2条（指定を受けているサービス及び事業者）

1. この事業者は、介護保険法令に基づき、静岡県知事の指定を受けた居宅介護支援事業者です。
2. 事業者の概要及び職員体制については、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

第3条（契約期間と更新）

1. この契約の契約期間は
令和 年 月 日より令和 8年 3月 31日とします。
ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更認定を受け、要介護認定有効期間満了日が更新された場合には、変更後の有効期間満了日をもって契約期間の満了日とします。
2. 契約期間満了日の1ヶ月前までに、利用者から書面による更新拒絶の申し入れがない場合、この契約は自動更新され、以後も同様とします。
3. この契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には変更後の要介護認定有効期間満了日をもって契約期間の満了日とします。

第4条（居宅サービス計画の決定）

1. 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始にあたり、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者又は契約者に提供し、サービスの選択を求めるものとします。
3. 介護支援専門員は、利用者及びその家族を訪問して面接を行い、利用者に対する介護支援を行う上で解決すべき課題を把握し、提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
4. 介護支援専門員は、サービス担当会議（介護支援専門員が居宅サービス計画作成のために居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅サービス提供事業者等の担当者を召集して行う会議）の開催、居宅サービス等の担当者に対する照会等により、自己の作成した居宅サービス計画の原案の内容について、担当者からの専門的な見地からの意見を聴取します。
5. 介護支援専門員は、3項及び4項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について、利用者及び契約者に対して説明し、文書による同意を得た上で決定するものとします。

第5条（居宅サービス計画書の交付）

事業者は、決定した居宅サービス計画を利用者又は契約者並びに居宅サービス事業所へ書面にて交付するものとします。

第6条（居宅サービス計画作成後の便宜の供与）

事業者は、居宅サービス計画作成後においても、次の各号に定める居宅介護支援を提供するものとします。

1. 利用者及び契約者、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
2. 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
3. 利用者及び契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

第7条（居宅サービス計画の変更）

利用者及び契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

第8条（介護保険施設への紹介）

事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、又は介護保険施設へ入院・入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介、その他の便宜の提供を行うものとします。

第9条（利用者等への説明）

1. 事業者は、本契約に基づいて契約者に対して行うのと同様の内容説明を、利用者に対しても行うよう努めるものとします。
2. 契約者は、本契約に基づいて事業者から行われる説明及び報告等について、利用者の家族等へ適宜説明を行うよう努めるものとします。

第10条（介護保険給付対象サービス）

各種サービスの内容は、別紙「重要事項説明書」に記載した通りです。

第11条（介護保険給付対象外のサービス）

各種サービスの内容は、別紙「重要事項説明書」に記載した通りです。

第12条（運営規程の遵守）

1. 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯設備の維持管理を行うものとします。
2. 本契約における運営規程については本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。

第13条（サービス利用料金の支払い）

1. 事業者の提供する居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律に基づいて介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、契約者の自己負担はありません。
但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、契約者は重要事項説明書に定めるサービス利用料金の全額を事業者に対し、いったん支払うものとします。
2. 前項の他、契約者は、通常のサービス提供実施地域以外の地域の居宅におけるサービスの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。
3. サービスの利用料金は1ヶ月毎に計算し、契約者はこれを翌月25日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
4. 事業者は、契約者から利用料等の支払いを受けたときは、遅滞なく領収書を発行す

ることとします。

第 14 条（利用料の滞納によるサービスの停止）

契約者が事業者に支払うべき利用料金等を正当な理由なく 3 ヶ月以上滞納した場合において、事業者が契約者に対して 1 週間以内に滞納額を支払うように催促したにもかかわらず、全額の支払いがないとき、事業者は利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、全額の支払いがあるまで利用者に対する居宅介護支援サービスの利用を停止することができます。

第 15 条（利用料金の変更）

1. 第 13 条第 1 項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
2. 第 13 条第 2 項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して事前の説明をした上で当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。

第 16 条（事業者及びサービス従事者の義務）

1. 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、生活環境等の安全確保に配慮するものとします。
2. 事業者は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医や緊急連絡先を確認するなど連絡体制の確保に努めるものとします。
3. 事業者は、利用者に対する居宅介護支援サービスの提供について記録を作成し、それを 2 年間保管し、利用者又は契約者の請求に応じてこれを閲覧させ、要求あればその複写物を交付するものとします。
4. 事業者は、利用者又は契約者が他の居宅介護支援事業所の利用を希望する場合などにより申し出があった場合には、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

第 17 条（介護支援専門員の交替等）

1. 利用者は、専任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。
2. 事業者は、介護支援専門員の交替により利用者及び介護者等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

第 18 条（守秘義務）

1. 事業者、介護支援専門員及びその他の事業者の従事者は、正当な理由が無い限り、

その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

2. 事業者は、事業者の従事者が退職後、在職中知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことが無いよう配慮します。
3. 事業者は、利用者の緊急の医療上の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
4. 利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者及びその家族等の個人情報をを用いることができるものとします。

第 19 条（損害賠償責任）

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 18 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者にも故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとします。
2. 事業者は前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 20 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は以下の各項に該当する場合には、自己の責に帰すべき事由が無い限り、損害賠償責任を負いません。

1. 契約者が契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
2. 契約者が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
3. 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
4. 契約者及び利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

第 21 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

1. 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
2. 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第 22 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

1. 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - ① 利用者が死亡したとき
 - ② 利用者が特別養護老人ホームに入所した場合
 - ③ 利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となり、老人保健施設等へ長期に入所した場合
 - ④ 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
 - ⑤ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - ⑥ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - ⑦ 第 23 条から第 25 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
2. 事業者は、前項第 1 号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 23 条（契約者からの中途解約等）

契約者は、本契約の有効期間中、事業者に通知することを以って本契約を解約することができます。

第 24 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することが出来ます。

1. 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護サービスを実施しない場合。
2. 事業者もしくはサービス従事者が第 18 条に定める守秘義務に違反した場合。
3. 事業者もしくはサービス事業者が、故意又は過失を問わず利用者もしくはその家族に対して精神的・肉体的苦痛や財物・信用等を傷つけたり、又宗教・政治・営利活動等を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

第 25 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者又は利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

1. 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
2. 契約者による第 13 条第 1 項から 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。

3. 利用者が故意又は過失を問わず、事業者又はサービス従事者に対して精神的、肉体的苦痛や財物、信用等を傷つけたり、又、宗教、政治、営利活動等を行うなど本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
4. 事業者は利用者の健康・生命に支障がない限り、第 14 条により利用停止の意思表示をした後、2 週間経過しても全額の支払いがない場合。

第 26 条（身分証携行義務）

事業者の介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初めて利用者の居宅を訪問した時及び利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第 27 条（中立義務）

1. 事業者は、契約者より委託された業務を行うにあたっては、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類のみに偏することのないよう、又は特定の居宅サービス事業者等による居宅サービス等を利用するように誘導し、或いは指示すること等により、特定の居宅サービス事業者を有利に扱うことのないよう公正中立に行います。
2. 利用者は居宅介護計画に位置付ける居宅サービス事業所について、事業者に対し、複数の事業所の紹介を求めることができます。

第 28 条（医療機関との連携）

1. 事業者は利用者の入院時における医療機関との連携を促進する観点から、居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供することを依頼するものとします。
2. 利用者は第 1 項の依頼を受け、担当介護支援専門員の氏名等を入院時に入院先医療機関に提供するものとします。

第 29 条（苦情受付）

1. 利用者又は契約者は、提供されたサービス等に苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情申立窓口に苦情を申し立てることができます。
2. 利用者又は契約者から苦情申立があった場合は、事業者は迅速かつ適切に対処し、サービスの向上および改善に努めます。

第 30 条（契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項につき疑義のある時は、介護保険法令その他諸法令を尊重し、事業者及び利用者は協議の上、誠意を持って解決するものとします。

以上の契約の証として本契約書2通作成し、利用者及び事業者は署名又は記名、押印のうえ、各自その1通を保有します。

令和 年 月 日

(利 用 者)

住 所

氏 名

性別／生年月日 男 ・ 女 / 明・大・昭 ____年 ____月 ____日.....

(契 約 者)

私は、以上の契約につき説明を受け、内容を理解しました。(私は利用者に代わり)
利用者がこの契約の定めるところに従い、居宅介護支援を利用することを申し込みます。

〒

住 所

氏 名 印

電話番号 (.....)

利用者との続柄

(事 業 者)

当施設は、指定居宅介護支援事業者として、利用者の申し込みを受諾し、この契約
に定める居宅介護支援を誠実に責任を持って行います。

所 在 地 〒410-0822 沼津市下香貫猪沼981-2

名 称 社会福祉法人 信 愛 会
かぬき居宅介護支援事業所

代表者名 理事長 奥 津 匡 俊 印

電話番号 055 (934) 3566

F A X 055 (934) 7300